

# 諏訪保育園の保育方針

豊かな「心」が育つように3つの好きが育つ保育を意識しています  
遠慮なく表現し、一緒に考え、気持ちよく生活する中から  
子どもたちは自由と社会性を獲得していきます



子どもの権利条約に沿った保育をします  
子どもの最善の利益は子どもが  
「今」を最もよく生きる生活です

## 保育理念

1. 子どもの遊びと育ちを支える。(子どもの権利条約)
2. 地域の子育て支援の役割を担う。

## 保育目標

1. 元気で丈夫な身体をつくる
  2. 思ったことをやりとげていくたくましい意思を育てる
  3. 日常生活に必要なしつけと習慣を身につける
  4. 創造性豊かなのびのびとした思考の土壌と情操を育てる
- 以上の目標を持ち、3つの心の育ちを意識しながら、子どもと共感的、対話的な保育を展開していきます。

# 目次

理念・目標	1
目次	2
諏訪保育園の沿革と施設情報	3
1. 保育方針	4
子どもの権利条約に沿った保育をします	5
2. 子どもの育ちを理解する仕組み（保育日誌の公開・あゆみの交流）	6
3. 行事	7
4. クラス編成 小さな集団から大きな集団づくりへ	8
5. 心の発達を抑えた保育指導ポイント	9
6. 園の利用に当たって（子どもの送迎を大切に）	10
7. 給食について	12
8. 個人情報の取り扱いについて（守秘義務）	12
9. 地域活動、一時保育利用	13
10. 園舎案内図	14
11. 苦情解決システム	15
12. 保健のしおり	17
園利用に際しての約束及び重要事項説明に対する承諾書	

# 諏訪保育園の沿革と施設情報

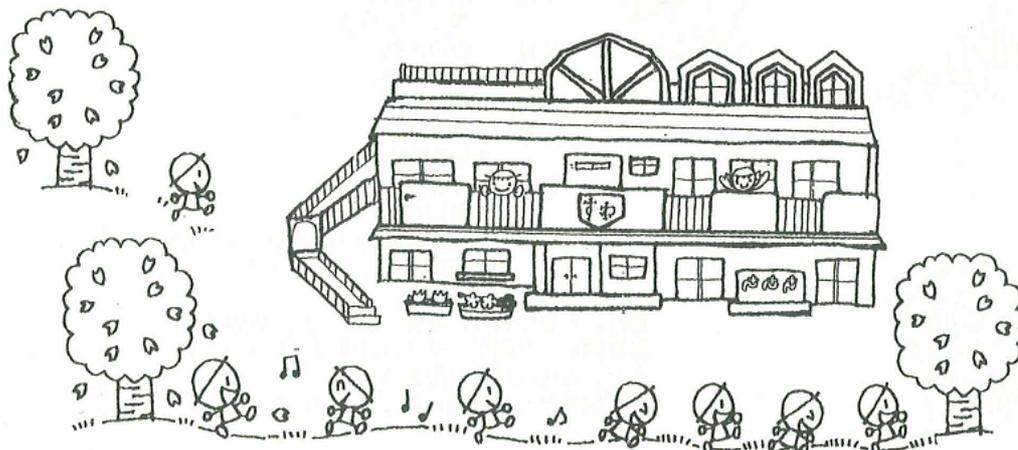
◇ 昭和44年4月に諏訪神社の一角に地元の強い要望を受けて、園長村松一恵(現理事長)を筆頭に個人立諏訪保育園(定員74名)を開設したのが始まりです。当法人は昭和28年、高尾地区における唯一の公認保育施設として、御陵前交差点近くに相馬サユが私費を投じ浅川保育園を立ち上げたのが始まりですが、昭和51年社会福祉法人として認可されました。『地道に、堅実に、そして成長期に欠かせない体験を』という創立以来の精神を継承しながら、新しい時代の要求を汲み取り、常に地域社会のニーズに応えた保育実践を重ねながら地域の福祉向上に向けて努力をしています。そして平成18年には八王子市で初めての指定管理者制度による長房西保育園の運営を委託されました。

◇ 諏訪保育園はどうして大きいの

毎年入園希望者の増加に合わせ、その地域のニーズに応えながら大きくなりました。昭和59年4月、現在の鉄筋2階建ての園舎が完成、平成23年4月には1、2才児の受け入れを増やすために諏訪保育園の分園“のぞみ乳児園”を開設し255名の定員になりました。大きな園ですが一人一人の気持ちを大切にしたい保育が自慢です。

◇ どんな保育？

子どもが自己発揮をしながら、自分で考え、仲間と一緒に話しながら主体性を生かして楽しく遊ぶ時間を何より大切にしています。広い園庭や周囲の運動できる公園、第2園庭ではたんぼや畑、草原などの自然環境から興味・関心、探究心、想像性を育みます。のぞみ乳児園は0、1歳児あった園庭や周囲の環境を生かしたのんびりした保育を行っています。



設置主体名称	社会福祉法人 相友会		開設年月	昭和44年4月	
経営主体名称	社会福祉法人 相友会		代表者名	理事長 島本一男	
園長・リーダー	島本 一男	各年齢に専門性の高いリーダー配置		苦情解決委員 早川、前田、小山田	
諏訪保育園 定員 214名	〒193-0812 八王子市諏訪町5番地 TEL 042-651-4555 FAX 042-661-1115				
	敷地面積 2112.64㎡ 建物面積 1194.74㎡ 建物構造 鉄骨2階建				
	保育士19名、看護師1名(分園兼務)、栄養士1名、調理員等6名、パート16名、事務員1名				
受入・開所時間	標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 延長保育(有料)本園のみ 18:30~19:00				
年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員(クラス規模)	48(1クラス12)	54(1クラス18)	56(1クラス28)	56(1クラス28)	214
のぞみ乳児園 定員 41名	〒193-0811 八王子市上壱分方町422-1番地 TEL 042-652-9400 FAX 042-651-5152				
	敷地面積 1732.00㎡ 建物面積 590.44㎡ 建物構造 鉄筋2階建				
	保育士8名、看護師1名、栄養士1名、調理員等1名、パート8名				
受入・開所時間	標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 延長保育はありませんが料金は発生します				
年齢	0歳つくし		1歳(もも・いちご)		計
定員(クラス規模)	9(緩やかな担当性)		16+16(グループ保育)		41
その他特別事業	一時保育・定期保育	障がい児保育	アレルギー対応	育児支援(園開放・ひろば・相談)	

# 1. (保育方針) 3つの好きが育つ保育から生きる力の獲得を

子どもたちが「何事にも一生懸命取り組み成長期に欠かせない体験を」という創立以来の精神の下、子どもたちが本来持っている学ぶ力を十分発揮できる環境を作り、よりよい生涯教育のスタートが切れるような保育を目指しています。成長過程にある子どもたちは「今、できないこと」を叱られると伸びようとする芽を引っ込めてしまいます。失敗は成長の大切なチャンスです。そこで私たちは子どもの最善の利益を保障し表現する喜びを伝えるため、次の三つの心が育つことをいつも意識しながら保育をしていきます。(専門性の育成)

## 自分が大好き

無条件にたくさん愛される体験は人への信頼感と他者も大切にします

### 自分を大切に思える気持ち



安心感の中で愛着形成が進むよう担当制を取り入れ丁寧な応答的保育をしています  
この年齢から自己決定を大切に、人への信頼感を育てます。  
うまくいった体験は自尊感情が育ちます

## 人が大好き

人を好きになるには違いが大切にされ、あこがれる人に出会うことが大切です

### 自分たちのことは自分たちで決める (対話による豊かな遊び・生活)



いろいろな意見がある。自分の意見が役立つときもある。思い通りにいかない時もある。でも自分たちで決めるのは面白い時間。運動会も、劇遊びもみんなで決めます。

(民主主義の根っこを学ぶ)

### 保幼小連携



小学校への接続をスムーズにするため学校とも計画的な連携をしています。そのため知的好奇心はもちろんコミュニケーション力、表現力、意欲などの育ちを大切にしています

## 自然が大好き

自然と調和して生きる体験は命や環境を大切に、持続可能な社会を考えます  
(ESD)

### 自然と毎日あそぶ



第2園庭では自然とつながる原っぱを作っています。

### 地域とつながる



お芋ほりは地域の方とつながるのも楽しみの一つです

### 表現の自由

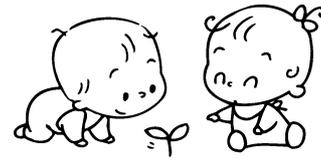
芸術教育は自己表現であり、人とつながり自然の真実を知る大切な時間です



「よいことはよい、わることはわるい」を自分で考える

道徳性・規範意識の芽生えは厳しいしつけではなく他者から理解され、認められる中で育かれます。そのことを念頭に置き、園では自ら気づけるよう、優しくていねいに繰り返し伝えます。同時に、正しい答えは一つではないことも伝え、友達や保育者との遊びの中で違いを楽しく感じられるようにします。家庭でもご協力をお願いします

## 子どもの権利を考えた保育



子どもは小さくても人としてその尊厳が守られなくてはなりません。そこで園内でも人権教育を進め、愛されることで、自尊感情や自己肯定感の基礎を培いたいと考えています。そのため、保育園ではすべての子どもが差別なく平和に暮らせるように、一人一人の思いが大切にされそれぞれの自我が育つように、自分の意思でやろうと思ったことができる時間と空間と仲間を大切にした保育をすすめます。そして、生きる喜びをみんなと共感できる『仲間と共に育つ子ども達』を意識した保育をめざしています。

### 子どもの権利条約のポイント

#### 愛される権利

命の安全や差別されないことを大前提として子どもたちは大好きな人を見つけ、愛着関係をむすぶことがこの年齢は特に重要です

- ① 一人の人間として尊重される(尊厳の保障)
- ② 子ども時代を楽しく豊かに過ごす(成長の権利)
- ③ 自分らしさと思いやりのあるおとなへと大きくなること(発達の権利)

#### 呼びかけ向き合ってもらふ権利

- ① 言葉で表現できない子どもは気持ちを表現として受け止めてもらう権利があります
- ② おとなの意見に従わせるには子どもの思いや願いを聞く必要があります

#### 何もしない権利、遊ぶ権利

子どもにはのんびりと休息をとったり遊んだりすること、文化的・芸術的生活へ参加する権利があります。保育園のような集団の中でも一人で安心できる居場所も作っていきます

#### 守られる権利

たたかれないで教育される権利 暴力や暴言、交換条件等の力で動かされない権利があります

#### 参加する権利

子どもたちは家族や地域社会の一員としてルールを守りながら、自分に関係のある事柄について自由に意見をいったり、集まってグループを作ったり、活動することができます。

「子どもの権利条約ハンドブック(自由国民社)」より一部引用  
※原文を見たい方は日本ユニセフ協会のホームページをご覧ください

### 「しつけで叩くのは虐待です」— 保育所には通告の義務が課せられています —

子どもへの虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、**心理的虐待**となりました。しつけで子どもを叩いたり無視したりすると脳が萎縮して上手く育ちません。私たち福祉関係者や保健関係者、精神科医、小児科医などは「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきだという判断をしています。

保護者の方が子どものためだと考えている子育てでも、**過剰な教育や厳しいしつけ**によって子どもの心や体の発達が阻害されると感じた時は関係機関とすぐに連携します。**夫婦間におけるDVや喧嘩**なども子どもの心に深い傷を与えるので虐待として扱います。

私たちは保護者の皆さんに子育ての喜びをたくさん感じてもらえるよう精いっぱい支援を致しますので、困ったことは何でもご相談ください。

## 2. 子どもの育ちを理解する仕組み（日誌の公開・あゆみの交流）

保育や生活、行事を通して一人一人のよさを発見しながら自立支援ができる環境づくりのため園では個別指導計画を立てています。そして保護者の方も子どもの成長を楽しめるように連携しています。

### 知識及び 技能 健康 遊び

安全で安心、自己決定による給食  
自然の中で仲間とたっぷり遊ぶ  
身体と頭脳を使った遊び

最後までやり遂げる時間の保障

栽培活動や調理保育など食育活動

保健衛生教育（安全健康）



### 学びに 向かう力 人間性等

いつも愛してくれる大人の存在（担当制）

安心感のある自己表現

友達、人を信じる心（信頼感）

自律（自分の心をコントロールしながら友達と楽しく過ごす生活）

ごっこ遊び、運動会、子ども劇場、トラブル解決、、、



色々なことを話し合いで（サークル活動）決め、自治能力をたかめます。（表現活動の育成）



自ら考え判断し表現する保育を心がけることによっ  
て、表現する喜びや、意欲、創造性など自己肯定  
感につながる生活を作ります。

歌遊び、表現活動、話し合い、造形遊び、押し花、知的好奇心の育成  
豊かな生活体験、主体的な学び環境の充実、保幼小連携

### 思考力 判断力 表現力等

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（方向性を示すもので到達目標ではありません）

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

### 豊かな子ども時代

たっぷり遊ぶことで得る

社会的情動スキル

応答的・対話的な生活

自己決定・信頼、自由・

平等・多様性

考える人

### 3. 行 事

行事は子どもたちと一緒に作り楽しむ表現の場です

行事は私たちの生活文化を伝えながら子どもたちの日常生活を活性化し、仲間との関係を深めるための大切な表現の場です。同時に保護者の方に子どもたちへの理解を深めてもらうことも大きなねらいにしています。行事で子どものいいところを見たいという思いはわかりますが、見てもらうことを楽しみにする子どもたちを知ってください。(出来栄えよりプロセスを大切にした保育)

4月	慣れ保育、個人面談、新入・進級を祝う会(クラスごと)	10月	運動会(3歳児以上) 親子で遊ぼう(0、1、2歳児)
5月	5歳児親子遠足(平日実施)保育参加	12月	子ども劇場(3歳児以上)表現活動 0~2歳児保育参加
6月	保育公開(保育参観)		
7月	夏祭りごっこ(1ヶ月)	1月	保育参観(あゆみの交流)
8月	あゆみの交流	2月	4歳児音楽会
9月	5歳児懇談会(就学情報)	3月	卒園・進級式

行事はプロセス評価を大切にします(「出来る」「出来ない」という結果で子どもを見ない)

園の行事は多くの子どもたちを一度に見るため、つい出来栄えで他の子と比較し、自分が思っているように活動してくれないことに対してネガティブな見方(結果)になりがちです。しかし、子どもの育ちのプロセスを意識して見ることによって、一人一人の心の育ち(非認知能力)が見え、本来持っているその子のいいところがたくさん見えてきます。そういう目で子どもたちを見ていただくと、色々なことに意欲を持ち自己肯定的の高い子どもたちに気づくはずです。

日常の忙しさから少し離れて園行事に参加し、子どもたちの育ちに気付くことで私たちは元気をもらえます。園との情報交換や子ども、保護者とのふれあいの機会が持ちにくい昨今ですが、行事はみんなで楽しむことを基本に、結果ではなくプロセスからの学びにポイントを置いていますので、そこを大切にしてご参加ください。

子どもたちはわたしたちを元気にしてくれる表現をたくさんしています



どんど焼きでは火と煙の体験も貴重です



子どもは見て、好奇心を持つことが学習です

## 4. クラス編成 小さな集団から大きな集団づくりへ

子どもの愛着をベースにした人間関係づくりをするため、発達に合わせて個別保育を心掛けています。そのため、クラス人数も自己発揮できる**ちいさな集団から徐々に大きく**なります。クラスは年齢別保育を基本にしていますが、より豊かな人間関係を子どもたちが自ら広げられるようにするため、異年齢活動も希望すると参加できます。どのクラスも複数保育者によるチーム保育をしています。クラスの枠を超えた子どもとのかかわりを大切に、園全体で子どもたちの育ちを支えていきます。クラスカラーの帽子は4、5歳児のみ2年間継続使用となります。

園	年齢	クラス	人数	カラー	クラス	人数	カラー
乳児園 のぞみ	0歳児	つくし	9	黄緑			
	1歳児	もも	16	ピンク	いちご組	16	赤
諏訪保育園	2歳児	こすもす	12	水色	すずらん	12	黄緑
		ちゅうりっぷ	12	赤	れんげ	12	うす紫
	3歳児	たんぼぼ	18	黄	ひまわり	18	オレンジ
		ぽぴー	18	えんじ			
	4歳児	ばら	28	ローズ	すみれ	28	紫
	5歳児	ゆり	28	緑	さくら	28	ピンク
	一時保育	定員5人		橙			

※クラス編成はその年度によって多少異なります

### 気持ちのいい人間関係を作る（3つの好き）

子どもたちは大人の顔色を見ながら自分達の気持ちを出してきます。だからこそこのびのびした表現ができるように、初めは小さな集団でたくさんおしゃべりをして好きな遊びをたくさん見つけてもらいます。そこから好きな遊びや友達が見つかり、集団で活動する人数が少しずつ増えていきます。クラスの仲間はその時にお互いの気持ちを感じられる関係になるように目指します。



## 5. 心の発達を抑えた保育指導ポイント

集団で生活することによって学べる社会性と一人ひとりが個性を発揮して生活するという、一見相反したような課題（自由の獲得）が子どもの集団における主体的な学びと考えています。

### 0歳児 「ここがいい」

基本的信頼 人を信じる心を育みたいので、緩やかな担当制の保育をします。子どもたちは愛着関係をベースに『生きる喜びを感じ、自分はこの世に生きることを認められた存在なんだ。この世界は自分が生きるうえで守ってくれるし、許してくれるんだ。』という感覚が育っていきます。忙しさに負けないで、子どもの「かわいい」を一緒に感じてください。



のぞみ乳児園

### 1歳児 これなあに？

自分の気持ちを表現し、安心感から周囲に目が向くようになります。探索活動を十分に保障することで、子どもの「これなあに」が増えていきます。一人占めしたい気持ちや一人遊びなどが安心してできる環境を用意し、かみつきやひっかけなどのトラブルには発生してから対応するのではなく、よく観察をしながら早めに対応し、平和な環境を作っていきます。（グループによる保育）

### 2歳児 じぶんで！

イヤイヤ期と言われますが、自立したい最初の気持ちを表現する大事な時期です。手足が自由になった子どもたちにその喜びを感じてもらえるように、走って転んで、思いきり遊び、表現する喜びを重視します。言葉による思いの伝達が難しく、衝突が起きやすい年齢ですが、お互いの気持ちが大切にされる体験から表現力を伸ばします。

（わがまま大丈夫？）2歳児までの感情表現は、自己決定・自己発揮を大切にすることで、人を信用し、話せばわかる、素直で素敵な表現をする子どもになっていきます。

### 3歳児 いっしょにあそぼう

自己主張と攻撃性の発散、生活習慣の自立 一緒に遊んでいるようでもまだ自分中心の世界で遊んでいるのでトラブルはよくおこりますが、半年もすると、だんだん友達とイメージを共有しながら本当の意味で「一緒に遊ぶ」という変化がおこります。ものの取り合い、独り占めはまだ続きますが「同じものが欲しかったんだね。よかったね」という体験がたくさん必要になってきます。集団の中で身辺自立や生活の見通し、ルールを守ることの心地よさもわかってきます。

### 4歳児 できるかもしれない 仲間意識を育てる、自己肯定感を育てる

おせっかいと仲間意識「私がしてあげる」という思いが強くなる年齢です。異年齢で年齢の低い子のクラスへ手伝いに行くと、自分の発見につながるチャンスが増えます。また、小グループの活動を通し、ルールを守った活動が楽しいという体験も必要になります。さらにはその中で自分の言動が受け入れられ、自己肯定感の体験につながる保育を目指します。

### 5歳児 違ってよかった

仲間と一緒に育つ喜びや力を合わせて一緒に楽しむ生活を創造するため、子どもたちと相談しながら生活していきます。そのため仲間と話し、自分の意見を出し、民主的に物事を決めていく体験をします。この時、一緒に協働する喜びとともに、一人一人の違いを受け止め、さらにはその違いを楽しめるような体験に繋がっていきます。（主体的・対話的保育を実践するための子どもの願いを支援する活動）

3歳児からは人数に関係なく一緒に遊ぶ楽しさをできるだけ多く体験してもらいます。また、飼育や植物栽培を通し、見通しを持った活動や、多くの生命の大切さを感じられるような自然体験も重視しています。（ESD、SDGs）そして違いを大切にすることを友達とたっぷり遊びながら学ぶ保育をします。

## 6. 園の利用に当たって（子どもの送迎を大切に）

子どもを園に預けるときには登園と降園がものすごく大事な時間になります。ゆとりを持った対応は子どもに安心感を与えるので、素直で優しい子どもが育ちます。

【登園】子どもたちの活動が戸外でも始まりますので **9:30** まで登園して下さい。

朝は1日の大切なスタートです。子どもが自分の気持ちを切り替える大切な時間と考え、子どもの中に自立心が育つように朝の準備を支援してください。泣いた時には理由を伝えて、保育者に引き継いでください。

園では子どもはもちろん保護者の方も気持ちのよい始まりになるようにお手伝いをさせていただきます。朝、皆さんの忙しさは十分理解しておりますが、毎日の積み重ねを考えると、子どもの自立に向けて丁寧な関わりをすることが何より大切です。園はできるだけ時間をゆったりとりますので、その日の子どもの気持ちに応える登降園をしてください。

【降園】子どもとの第一声を大切にしてください。子どもは時間がわからなくても感覚的にお迎がくる時間はわかります。そこで、できるだけ決まったサイクルで園を利用してください。時間や人が変わる場合は必ずご連絡ください。子どもが思うように降園の準備をしない時にも怒らないでお付き合いください。支援が必要なときには保育者に声かけをしてください。

- ・保育者と保護者の信頼関係が子どもへの安心感を生み出します
- ・朝の支度は卒園する頃をイメージし自分やろうとする気持ちを優しく支えてください。自立は意欲です。

### デイリープログラム

7:30	8:30	9:30	11:30	13:00	15:00	15:30	17:00	18:30	19:00
開園 順次 登園 異年齢 保育	クラス 保育ス タート	朝の集い 歌、ダンス 体操、製作、遊び 環境による主体 的、対話的保育	給食	休憩	おやつ	戸外 あそび 午後の 集い	順次 降園 異年齢 保育	延長保育 本園のみ (有料) 18:30に補食 を提供します 閉園	

#### 【利用時間】



#### 【延長保育利用料】

延長保育Aの利用料は15分200円か月額3,500円です。18:30に補食を提供しますので、17:30までに連絡をしてください。19:00で閉園しますが、その時間を過ぎると15分500円になります。(緊急時以外行いません)

延長保育Bの利用料は15分200円です。月極め利用も可能です(30分の延長利用で一か月700円です)

延長保育は園との契約による保育ですから事前の登録、申し込みが必要となります。料金は事務室まで支払いに来てください。乳児園では延長保育はありませんが、遅れた場合は補食なしでも上記料金は発生しますので御注意ください。緊急時の状況によっては本園での保育となる場合もあります。

【自動車送迎】 まずは徐行運転をお願いします。車から離れるときはエンジンを切ってください。



自家用車での送迎をする方は登録をし、利用の規則を守っての送迎をお願いします。園の周辺には私道がたくさんあります。地図で示した私道への乗り入れは絶対しないでください。

- ・ 事故予防のため車での登降園は保護者がドアを開閉し、親子一緒に行動してください。
- ・ 送迎時、駐車場での立ち話や長時間駐車は事故や混雑を招くのでやめてください。
- ・ 安全（飛び出し事故の予防）や社会のルールを伝えるためにも、いつも子どもと一緒に行動してください。
- ・ 全国的にお迎え後の事故が多発しておりますので園庭で遊ばせたり、立ち話等はおやめください。
- ・ 自動車での送り迎えは駐車場に限りがありますので、近隣の迷惑にならないように短時間利用にご協力ください。
- ・ 園の前までの乗り入れは他の子どもの安全のためにもおやめください。
- ・ 車の中に子どもだけを残すのは虐待扱いとされます。

※行事の時は特別な理由がない限り駐車場の利用はできません。

【自転車送迎】 必ず傷害保険への加入をお願いいたします。子どもだけ乗せたままにすると転倒し、頭部を打つという、思わぬ大けがに繋がります。乗り降りの際は特に注意してください。



ヘルメットの装着も必ずお願いします。地図で禁止した道路への乗り入れはやめてください。（私道への乗り入れは絶対しないでください）

自転車はまっすぐ止め、できるだけ通路を開けるように止めてください。

### 【保育料について】 2歳児未満

それぞれの家庭の前年の課税額（同一世帯の祖父母等を含む場合もあります。）によって決められます。毎月の支払いに遅れがあると、市から督促状が園経由で届きますので、遅れないようにご協力ください。なお、延長保育料等は事務室まで支払いに来てください。3歳以上児は保育料の無償化がはじまり、給食副食費を別途徴収（郵便局引き落とし）するようになりましたので、ご了承の程お願いいたします。

おむつの処理については2020年度から園で処理を致します。処理費用については園の方で負担しています。また、2歳児までで希望する方はオムツを持参しなくてよい“手ぶら登園”（有料）を利用できますので、どうぞ加入してください。

### 【開所日】

日曜日、国民の祝祭日、年末年始（12/29～1/3）以外は感染症対策や事故予防等の特別な事情がない限り休園はありません。

### 【園からの連絡について】（一斉送信メールへの登録をお願いします）

緊急時には保育園からホームページや一斉に送信メールを使って連絡をします。また、2歳児未満の方に利用していた子どもノートは2023年度よりはITサービスのソフトを使ってやりとりをします。携帯電話をお持ちの方はアプリからの初期登録をお願いします。登録方法は別紙にてご案内しておりますので、よろしくお願ひします。また、ホームページも活用しますので閲覧するようにしてください。給食や子どもたちの様子も定期的に更新しております。こちらも登録について困った場合などがありましたら園までご直接連絡ください。

【お休み連絡】 お休みの連絡は給食や園外活動の予定もありますので **9:15** までに指定のアプリを使ってご連絡ください。集団で活動するためには家庭でのリラックスできる時間も同時に大切な年齢です。仕事がお休みの時には家庭で過ごし、甘えたり自分を出せる時間や、絵本、食事、掃除など一緒に生活する中での話し合いを大切にしてください。

## 7. 給食について

1ヶ月の給食副食費は4500円です

給食は副食費のみ料金がかかります。郵便局での引き落としになりますので園からの書類を持参し登録してください。

### ・給食副食費徴収について

3歳児クラス以上の子どもは毎一人月4,500円の給食副食費を徴収しますので、園からの用紙を持って郵便局で手続きをお願いします。毎月20日引き落とし(再引き落とし27日)となります。(減免措置あり)

### ・給食で提供する食材について

保育園の給食で使用する食材は、基本的にはご家庭で食べたことのあるものを提供するようにしています。食事調査票にて使用する食材を使い始める年齢ごとに一覧にしてまとめてありますので、ご確認いただいた上でご了承いただきますようお願いいたします。

また、アレルギー反応を起こしやすい食材については、ご家庭で2回以上食べてもらい、アレルギー反応が起こらないことを確認してから提供しています。こちらも別紙の食事調査票を配布いたしますので、アレルギーの有無、食べた回数の記入をお願いいたします。

### ・食物アレルギーの除去対応について

食物アレルギーの除去対応が必要になった場合、通常の献立表の他に、食材の詳細や除去内容を記載した献立表を配布し、確認していただいたうえで捺印をお願いしています。

食事の提供の際には、取り違いや誤食を防止するために、子どもに応じた色つきのトレイの上で食べてもらっています。また、除去が必要なメニューの時は色つきの食器を使用いたします。その際、子どもの名前、顔の写真、除去の詳細を記載した「除去食カード」を作成いたしますのでご了承ください。

また、他の子どもの食事に触れたり、口に入れたりしないように、子どもが疎外感を感じないように配慮したうえで個別のテーブル、もしくは座席を固定化いたしますので、こちらもご了承ください。

※家庭で食べたものを提供するというスタンスが基本ですが、園が初めてになる場合は献立表を見て必ず声をかけてください。

### ・給食費免除

10日以上連続してお休みするときには給食費徴収を止めることができます。この場合は食材発注をする都合、**10日前までに書面で申請する必要があります**ので、担任か事務室職員まで申し出てください。

## 8. 安全計画

子どもたちの安全はもとより、保育者、保護者、地域の安全に対する計画を園で作っていますので、一緒に確認して下さい。その内容は防災、保健、給食などのジャンルごとに安全への配慮を第一に考えて作成しています。避難訓練や、大規模災害等への備えを兼ねたお迎え訓練などもその一部ですが、保険計画や保育中の安全対策、発熱、怪我事故、対応、不審者、対応、虐待、予防、苦情対応等についてもその都度お知らせをいたしますので、皆様も一緒にこれらの意識を高めるようご協力をお願いいたします。

## 9. 個人情報の取り扱いについて（守秘義務）

みなさまからお預りしている個人情報は園のマニュアルに沿い、しっかりと管理するよう努めております。このため、他のご家庭への連絡等のお問い合わせがあっても答えることができませんのでご理解ください。保護者同士の連携はご自由ですが、仕事内容によっては連携できない家庭もございますので、慎重にながってください。また、園からの連絡ノートや写真等の情報についても、子どもが特定されないように、SNS等へ情報を乗せないようにしてください。

園で知り得た個人情報に関するものは、保護者の皆さまにも守秘義務が発生しますので、第三者に伝えないようにしてください。

## 10. 地域活動 保育園は地域にオープンな体制をとっております

地域の子育て拠点として様々な方が利用しています

地域活動は私たちにとって特別な活動だとは思っておりません。保育園は地域とつながってはじめてその存在価値が発揮されるものです。この園を大きくしていただいたご恩をお返しする意味でも地域から必要とされる保育園の運営を今後とも目指してまいりますので、どうぞ遠慮なく子育て拠点としてご活用ください。

### 一時保育 月曜日から金曜日 8:30~17:00

市内在住で子育てをしている方がご利用条件ですが、詳細は来園していただきご相談ください。登録をしていただいた後利用可能となります。

料金 午前中 8:30~12:30 1,600円 1日 8:30~17:00 3,200円

定期利用保育もあります。

午後の場合のみは利用者がいない場合のみ可能ですので問い合わせください。

## すわっこひろば

### 施設開放 月2回数（水曜日） 9:30~11:00 v

- 園庭や遊具で自由に遊べます。
- 手遊びや人形劇を行います。
- いも掘りやどんど焼き等、園の行事に参加できます。（行事によって予約が必要です）
- 保護者の方も遊びやすい服装で来てください。

### 子育て相談

育児相談も随時行っています。

気軽に相談してください。

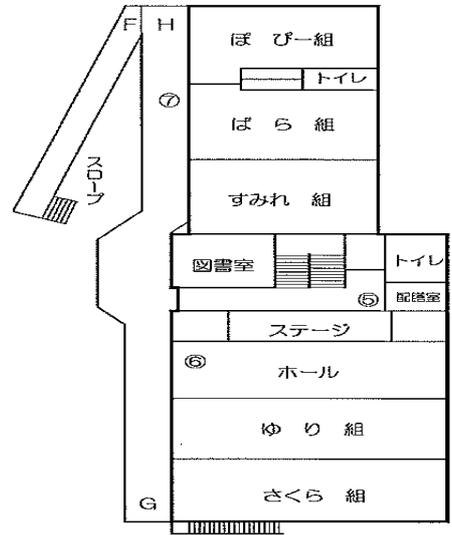
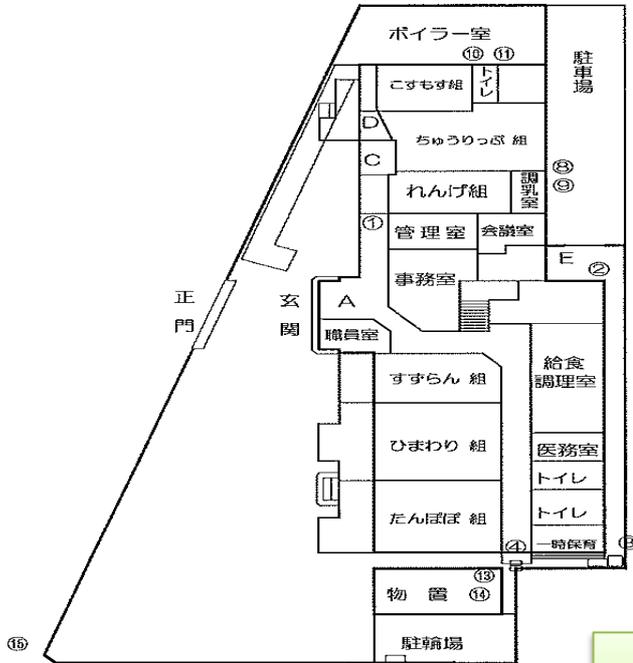


### 保幼小連携

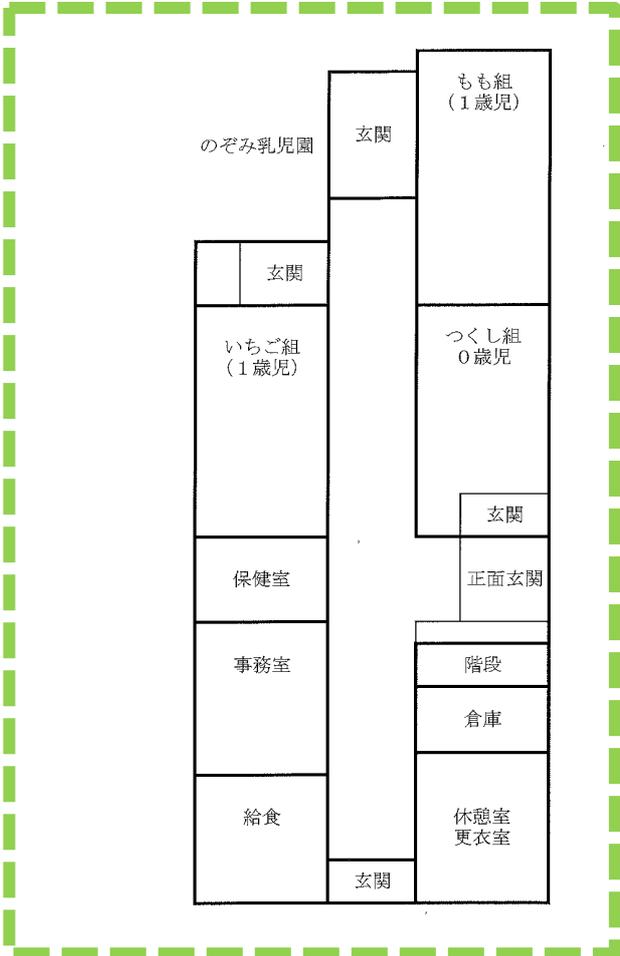
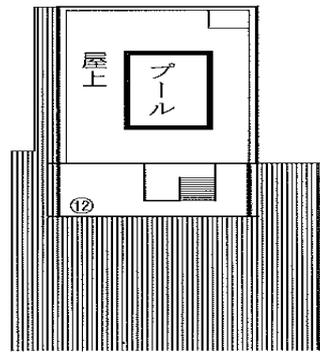
上壱分方小学校、学童、桑の実幼稚園、松枝保育園と連携をしています

# 11. 園舎案内図

## 諏訪保育園



## 諏訪保育園 のぞみ乳児園



## 12. 苦情解決システム 困ったときの対応は

園を利用しての要望や気になること、困ったことなどがありましたら担任まで遠慮なく声をかけてください。それでもなお改善が見られなかったり、相談しにくかったりした場合は次ページにある苦情解決担当者にご連絡ください。また、郵便ポストに要望等を入れていただいても結構です。

### 「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法 82 条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を下記のように整えて苦情解決に努めておりますが、日常気づいたことはなんでも遠慮せずお話しください。顔の見える関係での解決が一番大きな改善につながります。

		記		
1. 苦情解決責任者	島本一男	(園長)		
	小山田 里美	(リーダー)		
2. 苦情受付担当者	早川 真由美	(リーダー)		
	前田 真季子	(リーダー)		
3. 第三者委員	(1) 田中 和子	諏訪町 233-16	TEL:651-1986	
	(2) 志村 ふみ江	大楽寺町 291-3	TEL:624-8201	

### 苦情解決の方法

#### (1) 苦情の受付

苦情申出は、別に定める「苦情申出書」によるほか、様式によらない文書、口頭による申出によっても受け付けることができます。

#### (2) 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けした苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

#### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人 第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

#### (4) 区市町村段階の苦情対応機関及び都道府県段階の「運営適正化委員会」の紹介

八王子市 保育幼稚園課 620-7248

東京都 社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会（TEL03-5288-7020）  
月～金 9:30～17:00 の時間内に申し出る事ができます。

（休日は土・日・祝日・年始年末）

# 園利用に際しての約束及び重要事項説明に対する承諾書

諏訪保育園  
諏訪のぞみ乳児園

保育園でのお子さんの様子を写真やホームページ、園だより、保育日誌等へ掲載する件について

承諾する

承諾しない

重要事項説明に対して（利用時間、利用料、保育内容、保健、給食費等）

承諾する

承諾しない

個人情報に対する守秘義務について（園で知り得た情報を外部に流さない）

承諾する

承諾しない

園で加入する災害共済給付制度への加入について（日本スポーツ振興センター）

承諾する

承諾しない

諏訪保育園利用にあたり上記項目について承諾の上利用いたします

記入日 令和 年 月 日

園児氏名

保護者氏名

印

## 12. 保健について

園生活が健康で安全に過ごせますよう下記事項を確認してください。

### ○ 保健行事

健康診断	0才児	毎月1回	歯科検診	年1回（ほけんだよりでお知らせ）
	1～5才児	年2回	歯みがき指導	歯科検診の後
身体測定	毎月（ほけんだよりでお知らせ）		尿検査	4才児 1月
washの日	毎月 15日前後		視力検査	4. 5才児 10月

※子どもたちにきちんとした手洗いを身につけてほしい、という願いから毎月washの日を設けています。

※健康、病気に関する情報は毎月1回kokoroというほけんだよりを発行しています。

### ○ 園医さん紹介

内科 金井内科医院 金井正樹 先生  
八王子市東浅川町 336-5 042-663-1677

歯科 さとう歯科クリニック 佐藤繁 先生  
八王子市東浅川町 272-2 042-662-6480

園で保育中に体調の変化（怪我、発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹など）があった場合は厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」（以下、感染症ガイドライン）に基づいて対応しています。登園の基準においては下記を参考にしてください。また、病気から回復後は医師の指示のもと病状の改善だけでなく、通常の園生活を送れることを確認してください。また、日常の様子との違いについて気づかれたことがありましたら必ず保育者にお伝えください。

### ○ 登園のときは

登園する時は朝に園児の体温と健康の様子を健康観察カードに記入していただき、担当の保育者に手渡しをしてください。基本は健康状態の子どもをお預かりします。感染症が疑われる症状がある場合は受診をしてから登園をしてください。

### ○ お迎えの連絡について

感染症ガイドラインに基づき、個々の状況に応じて連絡をします。保健室で過ごすなど個別対応もしますが出来るだけ速やかな対応をお願いします。緊急連絡先に必ず連絡が取れるようにしてください。連絡先がいつもと違う場合は登園時に必ず伝えて下さい。

### ○ 保育園での与薬について

基本的には園での与薬はしません。体調が悪く、与薬中の場合は家庭で療養していただくか病後児保育をご利用ください。受診時に医師に保育園に通っていることを伝えていただき薬の相談をしてください。慢性疾患、熱性けいれんなど既往のある方はご相談ください。

○ 下痢・嘔吐など衣類の取り扱いについて

感染症ガイドラインや保健所の指導により、集団感染予防のため、園で便や吐物がついた衣類についてはそのまま（汚れたまま）お返しします。ご家庭でのお洗濯は下記HPを参考にしてください。症状が治りきらないまま登園されると集団感染につながる可能性があります。普通便を確認し食事が摂れるようになってから登園してください。

厚生労働省「ノロウイルスに関するQ & A」⇒感染を広げないために⇒Q21. 吐物やふん便がリネン類に付着した場合の処理は？ をご確認ください。

○ 怪我の対応について

すり傷などの怪我は、傷を乾かさないように「湿潤療法」を行いません。傷の程度により病院受診を必要と判断した時は保護者に連絡のうえ通院することもあります。子どもが不安なく受診、治療ができるように保護者に付き添いをお願いすることもありますのでご了承ください。なお、治療費に関しましては園で加入しているスポーツ振興保険で対応いたします。（保険料は園で負担しています）

○ 予防接種について

感染症の予防は手洗いなど清潔行為の他予防接種が効果的と言われています。感染症ガイドラインからも「入園前に受けられる予防接種はできるだけ済ませておくことが重要」との事です。入園後の予防接種については受けた日にちと種類を担当にお知らせください。また、副反応もありますので登園前の予防接種はお控えください。

○ 乳幼児健診について

子どもの発育や発達の状態を明らかにして子どもにあった健康管理や保健指導をおこなう

見過ごされがちな疾患や障がいを早期に発見する

発見された疾患や障がいに対して早期治療や療育のサポートをおこなう

行動発達における問題の早期発見と予防をおこなう

上記の4つのことをベースに子どもの健康を見守り、支援をするという目的があります。対象時期に市から通知が来て健診を受けられましたらお知らせください。

○ 食物アレルギー、除去食について

食物アレルギーがあり、除去食対応が必要な方は担任、看護師にご相談ください。医師の指示書が必要になります。（書類は園からお渡しします）

○ 感染症にかかったときは

速やかに園にご連絡ください。回復後の登園については病気の種類によって医師の記入する「意見書」と保護者記入の「登園届」の2種類があります。回復後の登園の目安も記入されていますので参考にしてください。

○ 登園を控えるのが望ましい場合 保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改訂版より抜粋

発熱の時 24時間以内に38.0℃以上の熱が出ていた  
 24時間以内に解熱剤を使用した  
 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い  
 食欲がなく朝食、水分が摂れていない

下痢の時 24時間以内に2回以上の下痢がある  
 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする  
 下痢に伴い体温がいつもよりも高い  
 朝に排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色がぐったりしている

嘔吐の時 24時間以内に複数回の嘔吐がある  
 嘔吐と同時にいつもよりも体温が高い  
 食欲がなく、水分を欲しがらない、  
 機嫌が悪く元気がない、顔色がぐったりしている

咳の時 夜間しばしば咳のために起きる  
 ゼイゼイ、ヒューヒュー音や呼吸困難がある  
 呼吸が速い  
 少し動いただけで咳が出る

発疹の時 発熱とともに発疹がある場合  
 感染症による発疹が疑われ、医師より登園を控えるように指示された場合  
 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合  
 発疹が顔面にあり患部を覆えない場合  
 浸出液が多く他児へ感染のおそれがある場合  
 痒みが強く手で患部を掻いてしまう場合

例) インフルエンザ

	0	1日目	2	3	4	5	6	7	8	9	
		← 休み(5日間) →									
パターン1	発熱	熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	登園可能				
パターン2	0日目	熱	熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	登園可能			
パターン3		熱	熱	熱	熱	解熱(0日目)	1日目	2日目	3日目	登園可能	

※登園可能となる時期は解熱(平熱)後3日、小学生以上は解熱後2日。(乳幼児は体調、大量の回復が十分といえず、他の子どもへの感染症拡大防止に加え、子どもの健康を守る、という観点から1日長く設定された。)

例) 新型コロナウイルス

症状	0	1日目	2	3	4	5	6
あり	発症日	← 発症日を0日として5日間かつ症状軽快後1日経過 →					登園可能
				症状軽快	← 1日経過 →		
なし	検体採取日	← 検体採取日を0日目として5日間 →					